

税金

軽自動車税の減免・自動車税の課税免除制度

身体に障害を有している方などが所有する自動車にかかる税について、減免（軽自動車税）や課税免除（自動車税）の制度があります。

これらの制度の適用を受けるためには、申請書の提出が必要となります。詳しくは左記へお問い合わせください。

■問い合わせ先

①軽自動車税については
役場総務課税務グループ
（☎27―2481）

②自動車税については
苫小牧道税事務所（☎014

4―32―5286）

※軽自動車税の減免申請は5月25日（月）締め切りです。

自動車税

自動車税の納期限は6月1日です

自動車税は、毎年4月1日現在の所有者の方に納めていただく道税です。忘れずに納期限内に納めましょう。

納税通知書は、5月7日（木）に発付しています。納税通知書がお手元に届かない方は、札幌道税事務所自動車税部へご連絡

ください。

自動車税は、総合振興局、振興局および道税事務所の窓口、お近くの金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納付することが出来ます。

また、今年から、インターネットを利用したクレジットカード納税を開始します。

■問い合わせ先

・自動車税の内容、住所変更

札幌道税事務所自動車税部
（☎011―746―1191、011―746―1190）

・納税相談

胆振総合振興局苫小牧道税事務所納税課（☎0144―32―5285）

募集

第43回あつま田舎まつりの出店を募集します

厚真町最大のイベント、あつま田舎まつり（あつま田舎まつり運営実行委員会主催）が、6月20日、21日の両日、表町公園を中心とした会場で開催されます。出店を希望する方は、次によりお申し込みください。

なお、出店に関する詳細については、町商工会へお問い合わせください。

■出店日時

・「前夜祭」 6月20日（土）

午後1時～午後8時

・「本祭」 6月21日（日）

午前9時30分～午後3時
※原則として、両日出店することが可能であること。

■出店場所

表町公園会場内

■申込資格

厚真町商工会窓口にある『出店者募集要項』に基づく

■申込方法

あつま田舎まつり出店申込書（商工会窓口にあります）を商工会へ提出してください。

■申込期限

5月20日（水）※期日厳守（後日の受付不可）

■問い合わせ・提出先

商工会 野呂（☎27―2456）



教育相談

巡回教育相談を行います

北海道立特別支援教育センターでは、お子さんの発達や行

動の様子等で困りの保護者を対象に、就学に向けた教育相談を行います。

相談の内容などは、保護者の了解なく他者へ知らせることはありません。相談は無料で、相談時間は90分です。

■日時

・8月27日（木）
午前8時30分～午後5時

・8月28日（金）

午前8時30分～午後3時30分

■場所

苫小牧市教育・福祉センター

■相談の対象

①次年度小学校に就学する幼児、小学校から中学校に入学する児童、次年度教育を受ける場の変更を検討している児童生徒への相談

②①以外で希望するお子さんの教育相談（制限あり）

■申込方法

相談を希望される方は、教育委員会へお申し込みください。

■その他

直接、センターに出向いて相談することもできます。来所相談は教育相談専用電話でお申し込みください。

◎教育相談専用電話（☎011―612―5030）

■申し込み・問い合わせ先

教育委員会生涯学習課学校教育グループ（☎27―2494）

6月の運転免許証更新時講習の日程

苫小牧市交通安全センターで行っている運転免許証更新時講習（優良）の日程をお知らせします。

◆午前10時30分開講：1日（月）、3日（水）、4日（木）、9日（火）、16日（火）、18日（木）、22日（月）、24日（水）、26日（金）、29日（月）、30日（火）

◆午後1時30分開講：8日（月）、17日（水）

◆午後3時30分開講：15日（月）、23日（火）

※このほかの講習日程（一般、違反、初回）については、下記までお問い合わせください。

※優良は5年以上継続して免許のある方で、過去5年間無事故・無違反の方。

■問い合わせ先 苫小牧地区交通安全協会（☎0144―33―1458）

募集

農地の借受希望者（受け手）の募集開始

昨年からの、今までの農地の賃貸借の方法に加え、新しく農地中間管理事業による農地の賃貸借が始まっています。

この制度では、中間的受け皿である「農地中間管理機構」が、農地を貸したい人と農地を借りたい人の仲介をします。

現在、農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社では、農地を借りたい人（受け

手）の募集を行っています。

募集は年2回（5月と9月）

しか行いませんので、地域農業の担い手の方や、経営規模の拡大または分散錯圃の解消を希望される方などは、忘れずに応募（借受希望）の手続きを行ってください。

※応募しても、必ず農地が貸し出されるとは限りません。

※応募内容は1年間有効ですので、前回（平成26年9月）に応募した内容の変更や取り下げがある場合も、この期間に手続を行ってください。

■募集期日

平成27年5月29日まで

■問い合わせ先

公益財団法人北海道農業公社
日胆支所業務農地課（苫小牧市）
（☎0144―32―8171）

厚真町農業委員会事務局（☎27―2409）

起業化支援

厚真町起業化支援事業を実施します

町では、起業支援として、起業時における開業経費等の必要経費の負担を軽減し、新たな起業への取り組みを奨励するため、「厚真町起業化支援事業」を実施しています。

■補助対象事業

厚真町内に事業拠点を設け、新規に事業を開始し、製品の製造およびサービス等を提供する事業

①新規開業支援事業

起業するために必要な施設の建築および改修等を行う事業。事業執行は1力年度限り

②事業化支援事業

安定的な事業継続を図るために行う事業。事業執行は、条件により最大3力年度。

■補助金の交付対象者

①町内において起業を予定している方（ただし、町内で新しく事業を開始する方）

②平成25年4月1日以降に起業した方（平成27年度の場合）

■補助対象経費

①新規開業支援事業

報償費、旅費、役務費、委託費、工事請負費、備品購入費等

②事業化支援事業

報償費、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料及び賃借料、備品購入費、償還費等

※①または②の事業のうち、どちらか一つを選択してください。

※平成27年度の補助対象経費は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに支払いが完了した経費または支払いするところが確認できる経費が対象です。

■事業の決定方法

審査委員会で申請者からのヒアリングを行い、町内の活性化につながる計画になっているかなどを審査し、決定します。

■補助金の交付対象期間の終期

起業した日から3年後の応当日の前日まで

■補助率

2分の1以内

■補助限度額

200万円（※空き店舗を活用する場合は250万円）

■申し込み期限

・第1次募集
平成27年6月30日（火）まで

・第2次募集

平成27年12月25日（金）まで

■申請・問い合わせ先

役場産業経済課商工観光林業水産グループ（☎27―2486）
※詳しくは、町ホームページをご覧ください
(http://www.town.atsumai.jp/)

活動支援

まちおこし奨励事業を「活用」ください

町では、町内の団体やサークルなどが自主的、主体的になつて取り組む事業を支援するために「厚真町まちおこし奨励事業」を実施しています。

ひとりで悩まないで、相談を
困りごとなんでも特設相談所を開設します

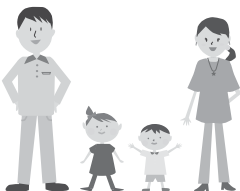
6月1日の『人権擁護委員の日』に合わせて『困りごとなんでも特設相談所』を開設します。

毎日の生活の中で、いじめ・差別、家庭内での暴力、職場での嫌がらせ、ストーカーなど人権問題ではないかと感じることや、不動産・金銭のトラブル、相続・戸籍など法律の内容がわからないなどの困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は厳守します。

困りごとなんでも特設相談所

■日 時 6月5日（金）
午後1時から午後4時まで
■場 所 総合福祉センター
■相談員 厚真町人権擁護委員
■問い合わせ先
札幌法務局苫小牧支局
（☎0144―34―7151）



今年度は、新たに「地域活動」を補助対象事業に加えました。団体やサークル等の活動事業への補助を希望される方は、ぜひ申請してください。

■補助対象事業

①まちおこし事業

②人材育成事業

③特産品開発事業

④文化活動

⑤地域活動

⑥その他まちおこしと認めた事業

※ただし、団体の経常的運営費、営利を目的とするもの、入場料を徴収するもの、事業費が5万円未満のものは対象にならない

■申請・問い合わせ先
役場まちづくり推進課企画調整グループ（☎27―3179）

場合がありまますので、事前にお問い合わせください。

■補助金の額

補助対象経費の3分の2以内で、1事業の補助対象限度額は30万円まで

行政相談

国の役所業務の苦情・要望・意見は行政相談員へ

行政相談員は、役所と皆さんのパイプ役です。皆さんから年金、税金、登記、道路、河川、窓口業務など、国の役所業務についての苦情や要望、意見をお聞きして改善を図ります。

相談は無料で、秘密は守られます。口頭や電話、手紙で行政相談員にお申し付けください。

厚真町担当の行政相談員の氏名・住所・連絡先は次のとおりです。

■厚真町担当の行政相談員・氏名（敬称略）

當田昭則（とうだ あきのり）
住所
厚真町字本郷182番地
連絡先
☎0145-27-2020

講座

第6回地元学講座を開催します

厚真を知る会では、次のとおり「第6回地元学講座」を開催します。多くの皆さんの参加をお待ちしています。

■テーマ

厚真町のふるさと納税が
9200万円に！

■日時

6月1日（月）午後7時

■会場

総合福祉センター青年室
■参加費 300円（資料代等）

■問い合わせ

厚真を知る会 事務局 宮下
（教育委員会内） ☎27-2495

検査

日中・夜間HIV抗体検査を実施します

6月1日～7日は『HIV抗体検査普及週間事業』です。苦小牧保健所では、通常、月3回実施している日中のHIV抗体検査に加えて、夜間検査を実施します。

エイズはHIVウイルス感染による病気で、性行為などで感染する可能性があります。感染しても自覚症状がないため、検査を受けないと感染に気づきません。

検査を希望される方は、事前に苦小牧保健所エイズ相談専用電話にお申し込みください。

■日時

6月2日（火）

午前9時～午後7時30分

■場所 苦小牧保健所

■申し込み・問い合わせ先

苦小牧保健所エイズ相談専用
電話（☎0144-35-7474）

募集

「若者応援宣言企業」を募集しています

ハローワークでは「若者応援宣言企業」を募集中です。

この事業は、若者の採用・育成に積極的な企業に「若者応援宣言」をしていただき、ハローワークおよび北海道労働局が積極的に企業のPRを行うものです。

若者応援宣言時に提供いただくPRシートを北海道労働局のホームページおよびハローワークで公開し、若年求職者および新規学校卒業者の皆さんに提供します。

若年者および新規学卒者の雇用をお考えの時には「若者応援宣言」を行い、積極的に企業アピールをしてみませんか？
宣言基準など、詳しい内容等のお問い合わせは、お近くのハローワークへ。

試験

平成27年度調理師試験のお知らせ

次のとおり、平成27年度調理師試験を行います。

■試験日時

8月27日（木）

午後1時30分～午後4時まで

■試験地 苦小牧市

不法電波から暮らしを守れ！！

不法電波は、携帯電話テレビ・ラジオに障害を与えるなど、日常生活に悪影響を及ぼすばかりか、消防、救急、防災行政、交通など、人命にかかわる重要な無線通信を妨害して、私たちの生活を脅かします。

総務省北海道総合通信局では、電波監視を実施し、適正な電波環境の維持に努めています。電波に関する困りごとやご相談は、下記へお問い合わせください。

■問い合わせ先
北海道総合通信局（☎011-737-0099）
電話受付時間 8:30～12:00、13:00～17:00
（土・日・祝日を除く）

■電子メールによる問い合わせ
soudan-hokkaido@soumu.go.jp
■ホームページ
http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/

お知らせ

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です

国内で就労している外国人は多数いますが、その就労状況をみると、社会保険等の未加入や適正な労働条件が確保されていない等の問題が散見されます。このような状況を踏まえ、外国人を雇い入れる際は、次の3点をご確認ください。

①就労が認められる在留資格であること。
②雇入れ・離職の際には、それぞれハローワークに届出を行

戦没者等のご遺族の皆さんへ
第10回特別弔慰金が支給されます

○特別弔慰金の趣旨

戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

第10回特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔慰の意を表するため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

○支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

- ①平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- ②戦没者の子
- ③戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

- ④上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

○支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

○請求期間

平成27年4月1日から平成30年4月2日
※請求期間を過ぎると、第10回特別弔慰金を受けることができなくなりますのでご注意ください。

○問い合わせ先

役場町民福祉課福祉グループ
（☎26-7872）



③社会保険等の加入をはじめ、適正な雇用管理を行うこと。

なお、厚生労働省では、雇用対策法に基づく外国人労働者の適正な雇用管理のための指針を定めていますので、ご確認ください、外国人を雇用する際は、ルールを守って適正に雇用するようお願いします。

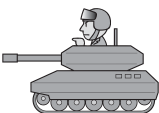
■問い合わせ先
ハローワーク苦小牧（☎0144-32-5221）
苦小牧労働基準監督署（☎0144-33-7396）

陸上自衛隊第7師団創隊60周年・東千歳駐屯地創立61周年記念行事

陸上自衛隊第7師団では、下記の日程で「陸上自衛隊第7師団創隊60周年・東千歳駐屯地創立61周年記念行事」を開催します。多くの皆さんのご来場をお待ちしています。

- 日時 5月31日（日）
午前8時から午後2時30分まで
- 場所 東千歳駐屯地（千歳市祝梅1016）
※当日はJR千歳駅から無料シャトルバスを運行します。
※大変混雑が予想されるため、公共機関などの活用をお勧めします。

- 内容
日本最大級の戦車等パレード、訓練展示、装備品展示、戦車試乗、ふれあい広場、模擬売店、地域物産展など
- 問い合わせ先
第7師団司令部総務課広報渉外班
（☎0123-23-5131 内線2247、2136）



登記に関するQ & A

- ◆第1回「登記しなくても大丈夫？」
- Q 最近父が亡くなりましたが、父名義の不動産の登記はそのままにしておいても大丈夫ですか？
- A 相続登記は、いつまでにしなければならぬという決まりはありません。しかし、登記名義をそのまま放置しておくと、次の問題が発生します。
- ①相続人のうち誰かが亡くなってしまうと、新たな相続が発生するなど権利関係が複雑になってしまう。そのため相続人間のトラブルが発生しやすくなる。
 - ②相続人が認知症などになってしまった場合、裁判所に成年後見人を選任してもらわなければならないなど、その手続に余分な時間や費用がかかってしまう。
 - ③土地を売ったり、土地を担保にしてお金を借りることができない。
 - ④相続登記の際に必要な住民票の除票などの書類が、保存期限の経過などにより取得することが困難になってしまう。
- …など、さまざまな問題が発生しますので、相続登記は早めに行っておくことをお勧めします。
- 次回は、第2回「誰が相続人になるの？」をテーマにご案内します。ご不明な点は、札幌司法書士会までお問い合わせください。
- 問い合わせ先
札幌司法書士会（☎011-272-9035）
またはホームページ「札幌司法書士会」で検索